

国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子（素案）《未定稿》

1 目的

- 国の出先機関について、「補完性の原則」の下、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。このため、地方自治体の発意による出先機関の移譲を行う特例制度を設ける。

2 対象

（1）制度を利用できる主体

- 一定のまとまりを持つ 2 以上の都道府県が設立する広域連合
 - ※ 九州提案の広域行政機構については、引き続き検討の上、制度化する場合には広域連合と同様に取り扱う。
 - ※ 北海道及び沖縄県は、単独で主体となり得る。

（2）移譲対象

- 国の出先機関（8 府省 13 機関等）の事務・権限
（出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする）

3 基本方針（国）

- 政府は、広域連合に対する国の出先機関の移譲に関する基本的な方針を定める（閣議決定）。
- 基本方針には、以下の事項を規定する。
 - ・ 移譲対象出先機関
 - ・ 移譲対象から除外される事務・権限
 - ・ 移譲対象出先機関の所管区域と広域連合の区域の関係
 - ・ 実施計画（下記 4）の作成に関する基本的事項 等
- 広域連合は、その議会の議決を経て、内閣総理大臣に対し、移譲対象出先機関の拡大など新たな措置に係る提案を行うことができる。
- 広域連合からの提案その他を踏まえ、必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

4 実施計画（広域連合）

- 広域連合は、基本方針に基づき、国の出先機関の移譲に係る計画（実施計画）の案を策定し、その議会の議決を経て内閣総理大臣に提出し、認定を受ける（計画変更も同様）。

※ 各機関の任意の一部事務・権限だけの移譲を受けることは原則として不可

- 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、関係行政機関の長の同意を得なければならない。

5 移譲事務・権限の特例措置

- 個々の移譲事務・権限に関する特例措置（根拠法の読替規定、経過措置など）を講ずる。

6 広域連合に関する特例措置

- 当該広域連合の既存事務に関連しない国の事務・権限の移譲を受けることができる。
- 包括外部監査契約の締結を必須とする。

7 財源に係る措置

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源について必要な措置を講ずる。

8 職員に係る措置

- 移譲の際現に移譲される国の出先機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、移譲の日において、事務・権限を処理する広域連合の職員となる。
- 退職手当については、国と広域連合が応分の負担をする。

9 出先機関改革推進本部

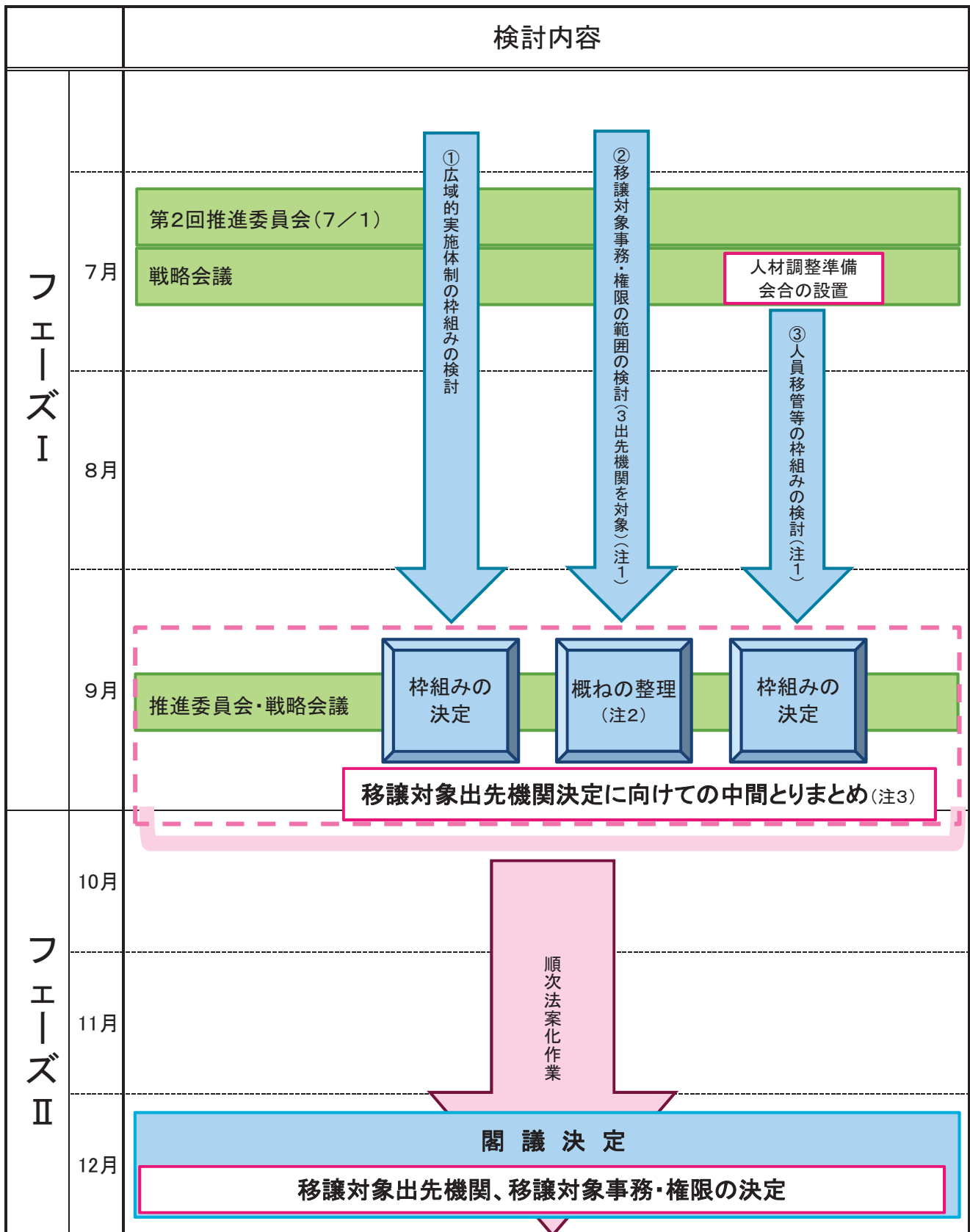
- 内閣に、全閣僚で構成する出先機関改革推進本部を置く。
- 本部は、基本方針の案の作成、基本方針に基づく施策の実施に関する事務等をつかさどる。

(その他の要検討事項)

- 広域連合のガバナンス強化の在り方
- 出先機関の所管区域と広域連合の区域が一致しない場合の対応
- 税源移譲（ブロック単位で大幅な事務・権限の移譲が行われる場合）
- 権利義務の承継（庁舎等）
- 移譲事務に係る国の関与の在り方

今後の検討スケジュール

第2回「アクション・プラン」推進委員会 (H23. 7. 1) 提出資料



- (注1) フェーズⅡにおいても引き続き調整。
 (注2) 事務の区分や国の関与等のあり方、丸ごと移譲の例外となる事務・権限などについて考え方を整理するとともに、個別の事務・権限の移譲についてもできる限り整理。
 (注3) 財源に係る措置については、移譲される事務・権限の執行に要する財源について必要な措置を講ずることを確認。(フェーズⅡにおいて、②・③の検討状況に応じ、具体的な制度設計を検討。)

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（経緯）

○「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）（抄）

第 4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

2 改革の枠組み

（6）今後の改革の進め方

（「アクション・プラン（仮称）」の策定）

…個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取扱方針及びその実現に向けた工程やスケジュール並びに組織の在り方について明らかにする「アクション・プラン（仮称）」を年内目途に策定する。

○九州地方知事会・関西広域連合の提案

九州地方、関西地方から、それぞれ、九州広域行政機構（仮称）（平成 22 年 10 月 18 日九州地方知事会議で提案）、関西広域連合（平成 22 年 11 月 1 日設立申請、12 月 1 日設立、12 月 16 日地域主権戦略会議で提案）という受け皿に対し、国の出先機関を丸ごと移管するという提案がなされる。

○「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成 22 年 12 月 28 日閣議決定）（抄）

1 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域の実施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。

（2）事務・権限移譲の在り方について

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。

全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。

（4）スケジュールについて

平成 24 年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て 26 年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

○第 1 回「アクション・プラン」推進委員会開催（平成 23 年 2 月 17 日）

関西広域連合、九州地方知事会、沖縄県が参加。

新年度のできるだけ早い時期に移譲を希望する出先機関を提示していただきたいと地方側に伝達。

※東日本大震災発生（平成 23 年 3 月 11 日）

震災対応に政府全体で取り組んでいること等を踏まえ、関西・九州両地域が、当面移譲を希望する出先機関を共通のものに絞り込んで提示するよう調整。

○関西、九州から移譲希望機関提示（平成 23 年 5 月 26 日）

関西、九州共に、当面の移譲希望機関として、①経済産業局、②地方整備局、③地方環境事務所を提示。

閣僚懇において、片山大臣から関係大臣に対し移譲に向けて積極的かつ前向きな検討を要請。（平成 23 年 6 月 3 日）

○第 2 回「アクション・プラン」推進委員会開催（平成 23 年 7 月 1 日）

13 機関を所管する 8 府省の政務、関西広域連合、九州地方知事会及び沖縄県が参加。特例制度の骨子、広域連合のガバナンスの強化策等について検討。